

これまでの原子力規制検査の 主な検査気付き事項について

令和3年12月20日

原子力規制委員会 原子力規制庁

核燃料施設等監視部門

- 1 -

— 目次 —

1. はじめに
2. 非該当施設等の原子力規制検査
3. 非該当施設等の検査気付き事項
4. おわりに

1. はじめに

- ・核燃料物質使用施設(令41条非該当施設)及び核原料物質使用施設(以下「非該当施設等」と示します)に対する原子力規制検査は、当検査制度を開始した令和2年度以降、計41の施設に対して行っています。
- ・検査の結果、「検査指摘事項」として直ちに安全上重大な問題となると判断した事案はありませんでしたが、適切な保安管理の観点から、「検査気付き事項」として改善を求めた事案がありました。
- ・本資料では、原子力規制検査で確認した事案の判断の流れを示すとともに、改善を求めた事案についていくつか紹介します。

2. 非該当施設等の原子力規制検査（1/6）

●検査実施の一連の流れ（1／2）

①検査実施日の調整（検査実施1ヶ月前頃）

- ・検査可能な日程について調整（電話、メール等）



②検査実施日確定の連絡（検査実施1ヶ月前頃）

- ・調整結果を踏まえ、メールにて連絡



③検査手数料納入告知書の送付、手数料*の納付

- ・告知書に従い、期限内に手数料を納付



* 原子力規制検査等に関する規則 第7条

2. 非該当施設等の原子力規制検査 (2/6)

● 検査実施の一連の流れ(2/2)

④ 検査実施

- ・現場確認、記録確認、検査気付き事項等の伝達



⑤ 検査結果の公表(四半期終了の1ヶ月後頃)

- ・検査報告書案の公表、原子力規制委員会への報告、決定



⑥ 総合的な評定の通知* (翌年度5月頃)

- ・検査実施した各事業所毎に通知

* 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第61条の2の2

2. 非該当施設等の原子力規制検査 (3/6)

(参考) 検査報告書、総合的な評定

→ 原子力規制委員会HPに掲載されています

- トップページ「よく見られているページ」部分の「**原子力規制検査**」
↓
- 「原子力施設別の状況」部分の「**核燃料施設等の状況**」
↓
- 「核燃料物質及び核原料物質の使用に係る施設の状況」部分の「**政令第41条非該当の核燃料物質及び核原料物質の使用に係る施設**」
→ 各施設の**検査報告書**と**総合的な評定**の掲載ページ

The screenshot shows the website of the Nuclear Regulation Authority (NRA) with the following content:

- Header: 原子力規制委員会 (Nuclear Regulation Authority)
- Navigation: 原子力規制委員会について, 原子力の規制, 放射線防護・原子力防災, 安全研究・調査, 法令・手続・文書, 目次別メニュー
- Emergency Information: 緊急情報 (24時間以内に緊急情報はありません)
- Information Provision: 情報提供 (3日以内に情報提供はありません)
- Current Location: トップページ > 原子力の規制 > 原子力施設別の状況 > 核燃料施設等の状況 > 核燃料物質及び核原料物質の使用に係る施設
- Section: 政令第41条非該当の核燃料物質及び核原料物質の使用に係る施設の状況
- Table of Reports:

原子力規制検査報告書	2021年11月17日	産人株式会社岩国開発センター 令和3年度(第2四半期)原子力規制検査報告書【PDF: 91】
	2021年11月17日	三井金属鉱業株式会社三池事務所 令和3年度(第2四半期)原子力規制検査報告書【PDF: 110KB】
	2021年11月17日	東京大学大学院工
	2021年11月17日	国立研究開発法人
	2021年07月28日	日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所 令和3年度(第1四半期)原子力規制検査報告書【PDF: 165KB】
- Section: 各施設の総合的な評定 (Currently, no data is displayed)
- Footer: 2020年度 政令第41条非該当の核燃料物質及び核原料物質の使用に係る施設の状況

検査報告書

総合的な評定

2. 非該当施設等の原子力規制検査 (4/6)

● 検査は検査ガイド*に基づき実施します

- ・現場確認、記録確認、関係者への質問 等
- ・リスク情報の活用: リスクインフォームド

← より重要な設備や保安活動を検査対象として選定

- ・実際の保安活動を重視: パフォーマンスベースト

← 実際の活動が本来あるべきもので適正であるか

● 検査の中で「検査気付き事項」を抽出します

- ・「事業者の安全活動の監視により、安全活動の目的の達成状況が十分でない」と懸念される事項」

← 設備、活動等の状態が十分か？

* 基本検査運用ガイド「非該当使用者等」(BZ2010)

2. 非該当施設等の原子力規制検査 (5/6)

● 抽出した検査気付き事項をガイド*に従い評価します

①「パフォーマンス劣化」があるか？

- ・規制要求、自主基準を満足することに失敗している状態か？
- ・予測、予防可能であったか？

→yesの場合、「パフォーマンス劣化あり」となります。



②「検査指摘事項」になるか？

- ・原子力安全(放射性物質の放出、被ばくから公衆、従業員を守る)の維持に悪影響を与えているか？

→yesの場合、「検査指摘事項」になります。

* 「検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド」(GI0008)

2. 非該当施設等の原子力規制検査 (6/6)

●「検査指摘事項」となった場合

→検査報告書に詳細が記載されます。

・事象の概要、評価結果……

- ・非該当施設等の検査では、今まで「検査指摘事項」と判断した事案はありませんでした。
- ・しかしながら「検査気付き事項」と判断し、改善を求めた事案がありました。
- ・これら事案についていくつか紹介します。

なお、今回紹介した事案においても、当該状況が繰り返し確認される、といった場合には、検査指摘事項と判断する場合があります。

3. 非該当施設等の検査気付き事項(1/5)

① 放射線測定の種類

●検査気付き事項の内容

- ・管理区域、周辺監視区域に関する放射線の線量測定について、規則で定める測定頻度を満たしていない。



●適切な保安管理の観点から改善を求めた事項

- ・想定外の被ばくを防止する観点から測定頻度(月1回)の改善を求めた。
 - * 特に貯蔵、保管廃棄だけでなく、実際に核燃料物質を使用している施設については、注意が必要。

参考)核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の11
核原料物質の使用に関する規則 第3条

3. 非該当施設等の検査気付き事項(2/5)

② 施錠管理

●検査気付き事項の内容

- ・貯蔵エリアの入口を施錠していたが、鍵の使用に関する管理簿がなく、誰が当該エリアに入域したかわからない。



●適切な保安管理の観点から改善を求めた事項

- ・想定外の被ばくの防止、核燃料物質の盗取防止の観点から、鍵の使用者を特定できるよう運用の改善を求めた。

参考)核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の11の11

3. 非該当施設等の検査気付き事項(3/5)

③ 保管廃棄容器の破損防止

●検査気付き事項の内容

- ・固体廃棄物の保管廃棄容器(ドラム缶)の近傍に、別の物品が固定されていない状態で置かれていた。



●適切な保安管理の観点から改善を求めた事項

- ・保管容器の破損防止、汚染物の閉じ込めの観点から、物品管理の改善(固定、移動等)を求めた。

参考)核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の11の12
核原料物質の使用に関する規則 第2条

3. 非該当施設等の検査気付き事項(4/5)

④ 施設管理方針等の未策定

●検査気付き事項の内容

- ・施設管理方針、目標、実施計画について検討しているものの、策定まで至っていない。



●適切な保安管理の観点から改善を求めた事項

- ・施設の状況を踏まえた方針等の策定を求めた。
* なお、施設管理の具体例について、この後に紹介します。

参考)核燃料物質の使用等に関する規則 第2条の11の7

3. 非該当施設等の検査気付き事項(5/5)

(参考)放射線測定機器の校正

- ・施設で使用する放射線測定機器について、長期間、校正されていない状況が見受けられます。
- ・測定機器の機能確保の観点からは、メーカー推奨期間等を踏まえた定期的な校正が望まれます。

4. おわりに

- ・原子力施設の安全確保に関しては、使用者が**一義的責任**を負っています。
- ・規制機関の気付きとともに、**使用者自らの気付き**、そしてこれを契機とした**改善活動**が、施設の更なる安全性の向上につながります。
- ・本日、紹介した事例にとどまらず、日々の保安活動の中で気付きを大切に、施設の安全確保に努めていただくようお願いいたします。